

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省国土政策局地方振興課）

制 度 名	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却	
税 目	所得税・法人税	
要 望 の 内 容	<p>法人又は個人が、平成 31 年 3 月 31 日までに、過疎地域内に取得価額の合計が 2,000 万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業の用に供した場合、建物・機械等の資産について特別償却を認める措置を平成 33 年 3 月 31 日まで 2 年間延長する。</p> <p>○対象事業及び特別償却対象設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業・・・機械及び装置、建物及び附属設備 ・ 旅館業・・・建物及び附属設備 ・ 農林水産物等販売業・・・機械及び装置、建物及び附属設備 <p>○特別償却率：機械及び装置・・・10/100、建物及び附属設備・・・6/100</p> <p>○延長：2 年間</p> <p>根拠法：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地域自立促進特別措置法第 30 条 ・ 租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27 	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲300 百万円の 内数) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

過疎対策については、昭和 45 年以来、4 次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、現行法は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成を目的としている。

過疎法では、過疎地域自立促進のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、安定的な雇用を増大することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。

その施策の一つとして、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の特例が定められている。

過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、本制度は、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを政策目的とする。

(2) 施策の必要性

過疎地域は、引き続き人口減少と著しい高齢化に直面し、財政状況も厳しく、農林水産業の衰退、維持・存続が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機、就業機会の減少など、住民生活にかかわる様々な課題が生じている。

特に、過疎地域の市町村の人口の状況を見ると、国勢調査に基づく平成 22 年から平成 27 年までの過疎地域の人口増減率は▲8.1%となっており、東京圏の人口増減率が 1.4%増という結果に比べると、著しく人口減少が進んでいる。

これらの課題に対応するためには、過疎地域における民間事業者の設備投資を促進する中で新規雇用者の増大を図り、地域経済の活性化を図ることが必要である。

具体的には、過疎地域で重要な役割を果たし、かつ雇用の促進について有効な製造業等について、設備投資が円滑に行われるようにするとともに、過疎地域が有する観光資源や農林水産物等を活用した産業を創出する取組を行う中小規模の民間事業者を支援する必要がある。

本特例措置は、過疎地域において民間事業者が行う製造業や旅館業等の設備投資を促し、雇用の増大を図ることを目的とする措置であり、過疎対策の重要性に鑑みれば、国として講じていくべき必要な施策であることから、2 年間の期間の延長を要望するものである。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関連する事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【平成31年度概算要求における政策体系図】 II. 地方行財政 2. 地域振興（地域力創造）</p> <p>【過疎地域自立促進特別措置法】 ○第1条 この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。</p> <p>○第3条 過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。 一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を行うことにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。</p> <p>○第4条 国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。</p> <p>○第30条 過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置（製造の事業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。以下同じ。）並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）】 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 6. 地方創生の推進 （5）これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展 人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織の形成を推進し、交通基盤の維持等を行うとともに、地域資源や創意工夫を活かした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。</p>
---	--	--------------------------	--

			<p>【過疎地域自立促進特別措置法の改正に係る決議(平成 22 年 3 月)】 ○衆議院総務委員会 「過疎対策の推進による過疎地域の自立促進に関する件」</p> <p>(前略) 政府は、過疎対策の推進に当たって次の事項の実現を図り、過疎地域の自立促進に万全を期すべきである。 一～三 (略) 四 過疎地域の置かれた現状を踏まえ、今後は特に、地域医療の確保、就業機会の創出、生活交通の確保、情報通信環境の整備、子育ての支援、地域間交流の促進等が積極的に実施されるようにすること。 五～六 (略)</p> <p>○国土交通省の政策評価体系図における当該要望の位置づけ</p> <p>政策目標： 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標： 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p>
	<p>政策の 達成目標</p>		<p>過疎法の目的は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域の自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが達成目標の一つとなっている。国はその目的を達成するため必要な施策を講ずることとなっており、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。</p>
	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>		<p>2 年間 (平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日)</p>
	<p>同上の期間中の達成目標</p>		<p>○目標値：本特例の適用期間中 (平成 31 年度～32 年度) の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 568 人</p>
	<p>政策目標の達成状況</p>		<p>過疎対策室が過疎市町村を対象に行った調査 (※) によれば、平成 29 年度に本特例措置を活用した設備投資に係る新規雇用者数は 260 人であった。</p> <p>前述の目標値 568 人 (平成 31 年度～32 年度) を達成するには、年平均で 284 人の新規雇用者を創出する必要があるが、平成 29 年度の実績はこれに 24 人不足している。</p> <p>しかしながら、事業者 (過疎地域に所在する 500 事業所を抽出) へのアンケート調査を実施する際には、本特例措置の概要をまとめた資料を添付し制度の周知を行ったほか、各種会議等の場において、本特例措置の積極的な活用を促しているところである。また、実際に本特例措置を活用した事業者からは、財務的に余裕ができたことにより設備投資のほか人件費への投資が可能になったなどの好意的な反応が寄せられていることから、こうした本特例措置の効果を含めて引き続き積極的な周知</p>

		<p>に努めることで、目標を達成することは可能であると考えている。</p> <p>※ この調査は、主に平成 30 年度初頭の固定資産税に係る事務の中で市町村が知り得た本特例措置の適用事例を尋ねたものである。以下「平成 30 年度過疎対策室調査」という。</p>																																														
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>【適用見込（件数）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">適用件数</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>農林水産物等販売業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>67</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>67</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>67</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>71</td> </tr> </tbody> </table> <p>【減収見込】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">減収見込額（千円）</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>農林水産物等販売業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>248,414</td> <td>4,684</td> <td>2,552</td> <td>255,650</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>265,073</td> <td>5,223</td> <td>2,552</td> <td>272,848</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>267,962</td> <td>4,773</td> <td>2,552</td> <td>275,287</td> </tr> </tbody> </table> <p>※それぞれの適用見込みの推計方法は、別紙 1（1. 適用実績及び適用見込み）を参照のこと。</p>	年度	適用件数			合計	製造業	旅館業	農林水産物等販売業	平成30年度	67	2	2	71	平成31年度	67	2	2	71	平成32年度	67	2	2	71	年度	減収見込額（千円）			合計	製造業	旅館業	農林水産物等販売業	平成30年度	248,414	4,684	2,552	255,650	平成31年度	265,073	5,223	2,552	272,848	平成32年度	267,962	4,773	2,552	275,287
	年度	適用件数			合計																																											
製造業		旅館業	農林水産物等販売業																																													
平成30年度	67	2	2	71																																												
平成31年度	67	2	2	71																																												
平成32年度	67	2	2	71																																												
年度	減収見込額（千円）			合計																																												
	製造業	旅館業	農林水産物等販売業																																													
平成30年度	248,414	4,684	2,552	255,650																																												
平成31年度	265,073	5,223	2,552	272,848																																												
平成32年度	267,962	4,773	2,552	275,287																																												
	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置を講じることにより、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資が促進され、雇用機会の拡大を図ることができる。</p> <p>また、農林水産物等販売業は、多くの過疎地域において身近な産業であるところ、近年では、いわゆる 6 次産業化など、地場産品を地域振興につなげる試みが各地で取り組まれており、本特例措置により、農林水産物等販売業の設備投資を促し、過疎地域の産品を活かした産業を振興させ、雇用の増加につなげることができるものとする。</p> <p>本特例措置の政策目標は、過疎地域の雇用の増大であり、上記の達成目標の実現が、すなわち政策目的の実現につながるものである。</p> <p>○効果の推計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th>実績</th> <th>見込み</th> <th colspan="2">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成 29</th> <th>平成 30</th> <th>平成 31</th> <th>平成 32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本特例措置を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）</td> <td>260 （うち推計 8 人）</td> <td>284</td> <td>284</td> <td>284</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	実績	見込み	目標値		平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	本特例措置を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）	260 （うち推計 8 人）	284	284	284																																
年 度	実績	見込み		目標値																																												
	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32																																												
本特例措置を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）	260 （うち推計 8 人）	284	284	284																																												

		<p>(注) 1 平成 29 年度の実績は、平成 30 年度の過疎対策室調査により把握 (※)</p> <p>2 平成 30 年度は見込み値。</p> <p>3 平成 31 年度以降は目標値</p> <p>4 推計方法は、別紙 1 (2. 要望の措置の効果見込み) を参照のこと。</p> <p>※ 平成 30 年 7 月の豪雨災害により、被災した 8 市は今回の調査の対象外としたため、8 市の平成 29 年度の実績については、過去の調査 3 か年分 (平成 26~28 年度実績) における当該 8 市の新規雇用者の実績 (計 25 人) から推計 (25 人 / 3 年 ≒ 8 人) し、計上している。</p> <p>【平成 30 年度過疎対策室調査の対象外とした 8 市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県：呉市、尾道市、府中市、東広島市、三原市、江田島市 ・ 岐阜県：関市 ・ 愛媛県：大洲市
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例 (所得税・法人税) (過疎法第 29 条、租税特別措置法第 37 条、第 65 条の 7、第 68 条の 78) ・ 地方税の減収補填措置 (事業税、不動産取得税、固定資産税) (過疎法第 31 条)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	過疎地域等自立活性化推進交付金 (継続) (平成 31 年度概算要求額 9.3 億円)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>過疎地域等自立活性化推進交付金は、市町村が行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地域の課題に対応するためのソフト事業 ・ 過疎地域の集落再編を図るための施設整備 ・ 遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設整備 ・ 集落ネットワーク圏 (地域運営組織が中心となり複数集落で連携して日常生活機能の維持・確保に取り組む活動) の形成支援 <p>に対して補助するものであり、過疎地域の課題解決や生活機能の維持・活性化を支援する役割を担うものである。</p> <p>一方、本特例措置は、個々の民間事業者の過疎地域における設備投資を促進し、過疎地域における雇用の機会の創出を後押しする役割を担うものであり、当該交付金とは支援対象や目的が異なることから、両者の間に代替性はない。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、事業者の設備投資を促すことで、雇用を増大させることを目的としたものである。本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰延べによって、事業者にとっては初期投資の負担が軽減されるため、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、これに伴い雇用の増加という政策目的において効果が見込まれる。</p>

過疎地域の著しい人口減少等の状況を踏まえると、過疎地域における設備等の新增設などの事業者の活動を支援することで、雇用機会の確保・増大を図る必要性は引き続き存在することから、そのインセンティブとなる本特例措置を継続する必要がある。

なお、本特例措置の対象業種は、地域における雇用の増大に特に寄与する業種を対象としており、無差別に適用されるものではないことから、必要最小限の措置である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

【適用件数】

年度	適用件数(件)				
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計
平成26年度	71	1	0	—	72
平成27年度	66 (71)	2 (3)	0 (0)	—	68 (74)
平成28年度	66 (71)	2 (3)	0 (0)	—	68 (74)
平成29年度	68 (71)	2 (2)	—	0 (4)	70 (77)

【適用額】

年度	適用額(特別償却限度額) (千円)				
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計
平成26年度	1,794,632	15,531	0	—	1,810,168
平成27年度	855,341 (1,654,118)	13,228 (26,875)	0 (0)	—	868,571 (1,680,993)
平成28年度	1,105,191 (1,447,054)	28,317 (24,942)	0 (0)	—	1,133,511 (1,471,996)
平成29年度	1,251,721 (1,631,935)	19,025 (22,449)	—	0 (35,040)	1,270,746 (1,689,424)

【減収額】

年度	減収額 (千円)				
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計
平成26年度	457,631	3,960	0	—	461,591
平成27年度	204,426 (395,334)	3,161 (6,423)	0 (0)	—	207,587 (401,757)
平成28年度	258,615 (338,611)	6,626 (5,836)	0 (0)	—	265,241 (344,447)
平成29年度	292,903 (381,873)	4,452 (5,253)	—	0 (8,199)	297,355 (395,325)

※1: 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年第190国会提出、平成29年第193国会提出及び平成30年第196回国会提出）による。

※2: 適用額は、特別償却限度額である。

※3: 平成26年度～28年度の適用額の実績は、単位未満の端数処

		<p>理のため、合計と内訳の計が一致しない。</p> <p>※4: 減収額は、適用額に基本税率（平成 26 年度：25.5%、平成 27 年度：23.9%、平成 28 年度～29 年度：23.4%）を乗じて算出した。</p> <p>※5: 下線を付した年度は、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」が発表されていないため、推計値としている。</p> <p>※6: 前回要望時の適用見込み、適用額、減収額については、括弧内のとおり。</p> <p>※7: 適用額及び減収額の計上方法の考え方は、別紙 1（1. ②、③）を参照のこと。</p> <p>○適用件数が想定外に僅少であるか否かについて 平成 27 年度実績（68 件）及び平成 28 年度実績（68 件）は、前回要望時（平成 28 年）における見込み（平成 27 年度（74 件）、平成 28 年度（74 件））と比較して、想定外に僅少であるとは言えない。</p> <p>○本特例措置の適用の偏りについて 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成 28 年第 190 国会提出、平成 29 年第 193 回国会提出及び平成 30 年第 196 回国会提出）によれば、多数の業種で適用実績があり、本特例措置の適用が一部の業種に偏っているということはない（別紙 1（3. 本特例措置が多数の業種で活用されていることについて）参照）。 また、平成 30 年度過疎対策室調査によれば、平成 29 年度実績は、本特例措置を適用した法人事業所が確認された団体は 48 市町村であり、都道府県で見ると 25 道県にわたっており、地域的にも偏りはない（別紙 2 を参照）。</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>○租特法の条項：租特法第 45 条第 1 項の表中第 1 号 同法第 68 条の 27 第 1 項</p> <p>○適用件数：68 件（平成 28 年度）</p> <p>○適用額：1,133,511 千円（平成 28 年度）</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>一般に、過疎地域に設備投資する事業者は、中小規模のものが多く、財務的に余裕があるケースは少ないものと考えられる。そうした中、本特例措置により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、事業者の設備投資が促進される効果が期待できる。これにより、過疎地域における当該事業者の操業の継続、拡大又は新規の事業者の設備投資を後押しし、ひいては当該過疎地域における雇用の維持・増加につながるものと考えている。</p> <p>前述のとおり、平成 30 年度過疎対策室調査では、本特例措置を活用した設備投資に係る新規雇用者数は 260 人であり、また当該地域全体の雇用にとって重要な業種で活用されている。</p> <p>なお、過疎地域に所在する事業所に行ったアンケート調査によれば、近年、本特例措置を活用した事業者からは、財務的に余裕ができたことにより、設備投資のほか人件費への投資も可能になったなどの回答が複数あるなど、本特例措置は事業者の設備投資や雇用の創出において有効であると考えられる（事業者アンケートの結果の概要については、別紙 3 を参照）。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>○ 本特例の適用期間中（平成 29 年度～30 年度）の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 1,530 人</p>

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>前回要望時（平成 28 年）では、平成 29 年度～30 年度における本特例措置を活用した設備投資に係る新規雇用者数を 1,530 人と見込んでいたが、平成 30 年度に行った過疎対策室調査に基づく実績を踏まえると 544 人の見込みとなっている。</p> <p>前回要望時の目標との乖離が見られるが、この原因としては、前回要望時の目標が、平成 26 年度に特例を活用して設備投資を行った事業者の実績（新規雇用者数 711 人、適用金額 1,810,168 千円、適用件数 72 件）を基に推計されたものであるところ、直近の推計（H29 年度見込み：新規雇用者数 260 人、適用額 1,270,746 千円、適用件数 70 件）と比較すると、適用件数には大きな変化がないものの、一方で、適用額は平成 26 年度の 7 割程度に留まっており、事業者の設備投資が相対的に減ったことに伴い、雇用創出効果が想定よりも発現していないものと推察される。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和 45 年創設 平成 2 年度：旅館業（ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業）の追加 平成 12 年度：過疎地域自立促進特別措置法施行適用期限の 5 年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。 平成 17 年度：適用期限の 2 年延長 平成 19 年度：適用期限の 2 年延長 平成 21 年度：適用期限の 1 年延長 平成 22 年度：過疎地域自立促進特別措置法の延長適用期限の 1 年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。 平成 23 年度：適用期限の 2 年延長 平成 25 年度：適用期限の 2 年延長 平成 27 年度：適用期限の 2 年延長 平成 29 年度：過疎地域自立促進特別措置法の改正適用期限の 2 年延長。対象事業から情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加。</p>